まるごとビジネスサポートサービス利用規約　【現改比較表】　2026年10月28日現在	
～2026年10月27日	2026年10月28日～

第1~2条　略	第1~2条　略
第3条（用語の定義）	第3条（用語の定義）
(1)~ (12)　略	(1)~ (12)　略
(13)基本プラン	(13)基本プラン
次号以降に定めるドコモビジネスパッケージ専用プラン、ビジネスプラス専用プラン、ビジネスマホパックONE専用プラン以外のプランをいいます。	次号以降に定めるドコモビジネスパッケージ専用プラン、ビジネスプラス専用プラン、ビジネスマホパックONE専用プラン、スマホLCMプラン以外のプランをいいます。
(14)~ (16)　略	(14)~ (16)　略
	(17)スマホLCMプラン 本サービスと併せて、別途、株式会社NTTドコモが提供するドコモ法人向け端末レンタル契約及びモバイル回線契約（以下「スマホLCMプラン指定契約」といいます。）を締結する場合、スマホLCMプランを適用させることができます。なお、スマホLCMプランは、IT資産管理 by ジョーシス及びセキュリティ相談は申込めない他、スマホLCMプラン指定契約および別紙に定める契約を契約者が締結していない場合又は解約した場合には、当社は当該契約分に係るスマホLCMプラン上の業務や役務を提供しません。また、本契約の解約、解除に関わらず、スマホLCMプラン指定契約その他のスマホLCMプランが役務提供する対象の契約は自動的に解約、解除されません。
(17)IT資産管理 by ジョーシス 当社がジョーシス株式会社から提供を受けて、本サービスのオプションサービスとして、契約者に提供するITデバイスおよびSaaSアカウント情報を統合的に管理するサービス	(18)IT資産管理 by ジョーシス 当社がジョーシス株式会社から提供を受けて、本サービスのオプションサービスとして、契約者に提供するITデバイスおよびSaaSアカウント情報を統合的に管理するサービス
(18)セキュリティ相談 本サービスのオプションサービスとして、契約者に提供するセキュリティサービス	(19)セキュリティ相談 本サービスのオプションサービスとして、契約者に提供するセキュリティサービス

第4条　略	第4条　略
第5条	第5条
1~2.　略	1~2.　略
3.	3.
(1)~(8)　略	(1)~(8)　略
	(9)スマホLCMプランの申込の場合、スマホLCMプラン指定契約が締結されていないことを当社が確認したとき。
(9) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。	(10) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
4.　略	4.　略
第6条	第6条
1~2.　略	1~2.　略
3.	3.
(1)~(4)　略	(1)~(4)　略
(5) 故障受付・切り分け	(5) 故障受付・切り分け
ドコモビジネスパッケージ専用プラン又はビジネスプラス専用プランの場合、ドコモビジネスパッケージ又はビジネスプラスの対象サービスの故障受付・切り分けを行います。当社オペレータにて故障受付・切り分けを実施後、必要な場合はドコモビジネスパッケージ又はビジネスプラスの対象サービスの提供者（以下、「ドコモビジネスパッケージ又はビジネスプラスサービス提供者」といいます。）へ問い合わせ、取り次ぎを行います。なお、本号に定める事項は基本プラン、及びビジネスマホパックONE専用プランにおいては適用されません。	ドコモビジネスパッケージ専用プラン又はビジネスプラス専用プランの場合、ドコモビジネスパッケージ又はビジネスプラスの対象サービスの故障受付・切り分けを行います。当社オペレータにて故障受付・切り分けを実施後、必要な場合はドコモビジネスパッケージ又はビジネスプラスの対象サービスの提供者（以下、「ドコモビジネスパッケージ又はビジネスプラスサービス提供者」といいます。）へ問い合わせ、取り次ぎを行います。なお、本号に定める事項は基本プラン、ビジネスマホパックONE専用プラン及びスマホLCMプランにおいては適用されません。

(6)キッティング ビジネスマホパックONE専用プランの場合、ビジネスマホパックONEサービスで提供される対象のスマートフォン及びその他周辺機器（以下、「対象スマートフォン等機器」といいます）に関し、当社が別途定める仕様に基づきキッティング（以下、「キッティング」といいます）を当社にて実施後、契約者に対して納品を行います。納品後、当社は当社が別途定める方法で、契約者に対するフォローを行います。（以下、「フォロー対応」といいます）	(6)キッティング ビジネスマホパックONE専用プランの場合、ビジネスマホパックONEサービスで提供される対象のスマートフォン及びその他周辺機器に関し、当社が別途定める仕様に基づきキッティングを当社にて実施後、契約者に対して納品を行います。納品後、当社は当社が別途定める方法で、契約者に対するフォローを行います。（以下、「フォロー対応」といいます） スマホLCMプランの場合、別紙に定める各契約により提供される対象のスマートフォン及びその他周辺サービス（ビジネスマホパックONE専用プランが対象にする物と併せて、以下、「対象スマートフォン等機器」といいます。）に関し、当社が別途定める仕様に基づきキッティング（ビジネスマホパックONE専用プランで実施するキッティングと併せて、以下、「キッティング」といいます。）を当社にて実施後、契約者に対して納品を行います。 なお、本号に定める事項は基本プラン及びドコモビジネスパッケージ専用プラン、ビジネスプラス専用プランにおいては適用されません。
(7)故障・紛失対応及び返却対応 ビジネスマホパックONE専用プランの場合、ユーザに対して、対象スマートフォン等機器に関する故障・紛失及び返却対応を行います。ユーザの対象スマートフォン等機器の故障・紛失に関する問い合わせについて、当社オペレータにて受付後、必要な場合はビジネスマホパックONEサービスの提供者（その委託先を含む。（以下、「ビジネスマホパックONEサービス提供者」といいます））へ問い合わせ、取り次ぎ、代替機への交換を行います（以下、「故障・紛失対応」といいます）。また、当社が別途定める方法で、ビジネスマホパックONEサービスの対象スマートフォン等機器の返却受付を行います（以下、「返却対応」といいます）。なお、本号に定め	(7)故障・紛失対応及び返却対応 ビジネスマホパックONE専用プラン又はスマホLCMプランの場合、ユーザに対して、対象スマートフォン等機器に関する故障・紛失及び返却対応を行います。ユーザの対象スマートフォン等機器の故障・紛失に関する問い合わせについて、当社オペレータにて受付後、必要な場合は代替機への交換を行います（以下、「故障・紛失対応」といいます）。また、当社が別途定める方法で、対象のスマートフォン等機器の返却受付を行います（以下、「返却対応」といいます）。なお、本号に定める事項は基本プラン及びドコモビジネスパッケージ専用プラン、ビジネスプラス専用プランにおいては適用されません。

る事項は基本プラン及びドコモビジネスパッケージ専用プラン、ビジネスプラス専用プランにおいては適用されません。	
(8)~(9)　略	(8)~(9)　略
第７条（本サービスの提供・実施に関する共通の当社の責任、注意・免責事項等）	第７条（本サービスの提供・実施に関する共通の当社の責任、注意・免責事項等）
1~10.　略	1~10.　略
11.当社は、ユーザと他サービスの提供者（ドコモビジネスパッケージ又はビジネスプラスサービス提供者及びビジネスマホパックONEサービス提供者を含む）又は第三者との間で、本サービスの提供範囲を超えて生じた如何なる紛争について、当社は責任を負いません。	11.当社は、ユーザと他サービスの提供者（ドコモビジネスパッケージ又はビジネスプラスサービス提供者、及びビジネスマホパックONE専用プラン又はスマホLCMプランにおける対象サービス提供者を含む）又は第三者との間で、本サービスの提供範囲を超えて生じた如何なる紛争について、当社は責任を負いません。
12~13.　略	12~13.　略
第8~12条 略	第8~12条 略
第13条（「キッティング」における提供条件）	第13条（「キッティング」における提供条件）
ユーザは、以下各号の事項につき予めご承諾いただいたうえでご利用いただくものとします。	ユーザは、以下各号の事項につき予めご承諾いただいたうえでご利用いただくものとします。
(1)当社は、契約者からのお申し出頂いた内容に基づき、キッティングを実施するものとします。	(1)当社は、契約者からのお申し出頂いた内容に基づき、キッティングを実施するものとします。
(2)当社は、キッティングを完了したうえで、対象スマートフォン等機器をその他当社が定める書面に定める納入場所宛てに、当社所定の条件により送付するものとします。なお、納入日は当社と契約者の間で協議のうえ別途合意するものとします。	(2)当社は、キッティングを完了したうえで、対象スマートフォン等機器をその他当社が定める書面に定める納入場所宛てに、当社所定の条件により送付するものとします。なお、納入日は当社と契約者の間で協議のうえ別途合意するものとします。
(3)契約者は、前号に従い送付された対象スマートフォン等機器について、フォロー対応の実施日から起算して５日以内（フォロー対応を行わない場合は、対象スマートフォン等機器の受領	(3)ビジネスマホパックONE専用プランでは、契約者は、前号に従い送付された対象スマートフォン等機器について、フォロー対応の実施日から起算して５日以内（フォロー対応を行わ

日から起算して7日以内）に、当社が定める基準に従い検査を行い、当該検査の結果を当社に通知するものとし、合格であった場合は、本通知をもって、キッティング及び対象スマートフォン等機器の納入が完了したものとします。なお、当該期間中に契約者の通知がなされなかった場合は、当該期間の経過をもってキッティング及び対象スマートフォン等機器の納入が完了したものとみなします。	ない場合は、対象スマートフォン等機器の受領日から起算して7日以内）に、当社が定める基準に従い検査を行い、当該検査の結果を当社に通知するものとし、合格であった場合は、本通知をもって、キッティング及び対象スマートフォン等機器の納入が完了したものとします。なお、当該期間中に契約者の通知がなされなかった場合は、当該期間の経過をもってキッティング及び対象スマートフォン等機器の納入が完了したものとみなします。 スマホLCMプランでは、契約者は前号に従い送付された対象スマートフォン等機器について当社が定める基準と照らして不備がある場合は、対象スマートフォン等機器の受領日から起算して7日以内に当社指定の方法で当社に通知するものとします。当該期間中に契約者が通知しなかった場合は、当該期間の経過をもってキッティング及び対象スマートフォン等機器の納入が完了したものとみなします。
(4)当社は、キッティングに必要な範囲において、ビジネスマホパックONEサービス提供者にユーザの個人情報を提供する場合があることをユーザは予め承諾いただきます。	(4)当社は、キッティングに必要な範囲において、ビジネスマホパックONE専用プラン又はスマホLCMプランの対象サービス提供者にユーザの個人情報を提供する場合があることをユーザは予め承諾いただきます。
(5)契約者は、当社が別途設定した期限までにビジネスマホパックONEサービスを利用するために必要な項目を当社に通知することとし、当該期限を経過して当社が通知を確認できない場合は、当社は、当社が定める設定に基づくキッティングを実施し、対象スマートフォン等機器を納品するものとします。	(5)契約者は、当社が別途設定した期限までにビジネスマホパックONE専用プラン又はスマホLCMプランを利用するために必要な項目を当社に通知することとし、当該期限を経過して当社が通知を確認できない場合は、当社は、当社が定める設定に基づくキッティングを実施し、対象スマートフォン等機器を納品するものとします。 (6)スマホLCMプランでは、別紙に定めるスマホLCMプランが役務提供する対象の契約が存在しない場合、当社は当該契約分に係るスマホLCMプラン上のキッティングを提供しません。
第１４条（「故障・紛失対応」及び「返却対応」における提供条件） ユーザは、以下各号の事項につき予めご承諾いただいたうえでご利用いただくものとします。	第１４条（「故障・紛失対応」及び「返却対応」における提供条件） ユーザは、以下各号の事項につき予めご承諾いただいたうえでご利用いただくものとします。

(1)当社は、故障・紛失対応及び返却対応に必要な範囲において、ビジネスマホパックONEサービス提供者にユーザの個人情報を提供する場合があることをユーザは予め承諾いただきます。	(1)当社は、故障・紛失対応及び返却対応に必要な範囲において、ビジネスマホパックONE専用プラン又はスマホLCMプランの対象サービス提供者にユーザの個人情報を提供する場合があることをユーザは予め承諾いただきます。
(2)紛失・故障対応において、当社が代替機を契約者に送付した場合、前条に定める方法で納品するものとします。この場合、対象代替機について、当社が定める設定に基づくキッティングを実施します。この場合、フォロー対応は行わないものとします。	(2)紛失・故障対応において、当社が代替機を契約者に送付した場合、前条に定める方法で納品するものとします。この場合、対象代替機について、当社が定める設定に基づくキッティングを実施します。この場合、フォロー対応は行わないものとします。
(3)返却対応において、契約者は、別途当社が定める方法で、当社に対象スマートフォン等機器を送付するものとします。	(3)返却対応において、契約者は、別途当社が定める方法で、当社に対象スマートフォン等機器を送付するものとします。
	(4)スマホLCMプランでは、スマホLCMプラン指定契約が存在しない場合、当社は当該契約分に係るスマホLCMプラン上の故障・紛失対応及び返却対応を行いません。
第１5条　略	第１5条　略
第１6条（契約期間）	第１6条（契約期間）
1~2. 略	1~2. 略
	3.スマホ LCM プランにおける最低利用期間は、本契約が成立した日から起算して２年とします。当該最低利用期間内に本契約の解約があった場合、残余期間相当月数に月額利用料を乗じた額を支払うものとします。
第１７条（利用料金）	第１７条（利用料金）
1.	1.
(1)~(4)　略	(1)~(4)　略
	(5)スマホLCMプラン

	スマホLCMプラン：初期費用：5,500円 月額605円
(5) 問い合わせ回数20回追加(20回までプラン専用)：3,740円 ①本オプションは、まるごとビジネスサポート 20回までプランをご契約した場合のみ、ご利用できます。 ②利用契約の成立日の属する月末締めで翌月請求とします。 (6)IT資産管理 by ジョーシス：月額660円 ①本オプションは、まるごとビジネスサポート 回数無制限プランをご契約した場合のみ、ご利用できます。 ②月額利用料は月次での請求となります。 ③契約期間内の途中解約は、残月数分に応じた違約金を別途ご請求いたします。（「まるごとビジネスサポート」を解約した時期が『IT資産管理 by ジョーシス』の契約期間中である場合、『IT資産管理 by ジョーシス』の途中解約金が発生するものとします。） ④違約金のお支払方法は通常と異なります。個別に発行された請求書にてお支払いをお願いいたします。	(6) 問い合わせ回数20回追加(20回までプラン専用)：3,740円 ①本オプションは、まるごとビジネスサポート 20回までプランをご契約した場合のみ、ご利用できます。 ②利用契約の成立日の属する月末締めで翌月請求とします。 (7)IT資産管理 by ジョーシス：月額660円 ①本オプションは、まるごとビジネスサポート 回数無制限プランをご契約した場合のみ、ご利用できます。 ②月額利用料は月次での請求となります。 ③契約期間内の途中解約は、残月数分に応じた違約金を別途ご請求いたします。（「まるごとビジネスサポート」を解約した時期が『IT資産管理 by ジョーシス』の契約期間中である場合、『IT資産管理 by ジョーシス』の途中解約金が発生するものとします。） ④違約金のお支払方法は通常と異なります。個別に発行された請求書にてお支払いをお願いいたします。
第18~43条　略	第18~43条　略

附則（令和８年 10 月 28 日　ＣＡＳ２サ 000400019628-01）

（実施期日）

この改定規定は、令和８年10月28日から実施します。

別紙　スマホLCMプランキッティング対象サービス一覧

契約要否	分類	サービス
必須	端末	ドコモ法人向け端末レンタルサービス
必須	回線	モバイル回線
任意	MDM	あんしんマネージャーNEXT、CLOMO
任意	MTD	WideAngle あんしんモバイルセキュリティ for ビジネス